

計画相談支援事業所等の人材確保支援について

1. 目的

相談支援事業所の立ち上げ及び体制強化による相談支援体制の拡充

2. 対象

相談支援専門員を新たに雇用又は配置した神戸市内の指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者

※神戸市直営の事業所、神戸市からの相談支援委託事業併設事業所（障害者地域生活支援センター）は除く

3. 要件

(1) 相談支援専門員及び新規利用者へのサービス提供について

- 令和2年4月1日以降に常勤かつ専従（管理者との兼務は不可）の相談支援専門員を雇用又は配置

※雇用又は配置前に神戸市内で相談支援専門員として相談支援事業に従事していた者は除く

- 区福祉事務所や障害者地域生活支援センターから新規利用者の依頼があればサービス提供すること（補助金交付対象となる相談支援専門員数1名につき45人を目安とする）

(2) 相談支援事業所の取組について

- 基幹相談支援センターが開催する研修に原則毎回参加、障害者地域生活支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること
- 区地域自立支援協議会における相談支援事業所を対象とした部会や災害に関する部会に参加
- 神戸市における災害時要援護者支援の取り組みを実施（サービス等利用計画への災害情報記載等）
- 神戸市からの依頼があれば事業所として初任研（新カリキュラム）において演習講師を務めること

4. 補助額

相談支援専門員1名の人件費の半額（上限200万円／年）を最長2年間補助

※障害児相談支援事業所の場合、上限300万円／年

5. 支払い方法

年2回実績払い

6. スケジュール

8月～9月 第1期（4月～8月雇用・配置）申請受付

【所管】福祉局障害者支援課自立支援係相談支援・虐待対策担当